

三木町立学校における教職員働き方改革の取組状況

三木町教育委員会 令和7年10月作成

目的

三木町立学校において、教職員の心身の健康を保持し、教育の質を向上させるため、長時間労働の解消を図るとともに、未来を担う子どもたちの豊かな成長をめざす。

目標

- (1) 教職員の時間外在校時間を1箇月について小中学校ともに45時間以下にする。※1
- (2) 教職員の年平均の有給休暇取得日数を15日以上にする。※2

業務の適正化

○専門スタッフの配置

児童生徒の指導に専念するため、児童生徒の指導や校務、学級事務へ支援を得るための専門スタッフを配置する。

- ・学校図書館指導員
- ・特別支援教育支援員
- ・特別支援学級補助員
- ・ALT
- ・外国語指導補助員
- ・学校事務補助員
- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・教育業務支援委員
- ・部活動指導員・地域指導者

○事務職員の校務運営への参画の推進

事務職員が、管理職と連携を図りながら、より主体的かつ積極的に校務運営に参画できる取組みを進める。

- ・学校事務共同実施協議会
- ・校内企画委員会等への参加

業務の効率化

○ICT環境の充実

全教職員に情報共有・調整、授業活用ためのタブレット端末やビジネスチャットツールを配布する。

アプリ型保護者連絡システムを導入し、出欠連絡・各種アンケート・配布物等のデジタル化を図る

○教育課程外の活動の効率化

部活動ガイドラインの遵守と休日部活動の地域展開を進める。

学校運営の改革と意識改革

○教職員の意識改革

客観的に把握した勤務時間の実績を見える化し、教職員の時間管理に対する意識を高める。

学校経営方針に働き方改革の視点を取入れ、学校行事等を大胆に見直す。

○心身ともに健康を維持できる職場づくり

会議の削減・ストレスチェック・年休取得促進・ノー残業日の設定等、教職員のメンタルヘルス対策を実施するとともに、教職員の健康管理対策を確実に実施する。

地域・関係機関との連携強化 ※2

○「学校と教師の業務の3分類」※3に基づき、関係機関等との連携や情報共有を行い、専門的な立場から児童生徒にかかわれるよう適切な役割分担を図る。

○学校運営協議会制度等を生かし、地域学校協働活動を推進する。

重点的に取り組む事項

○在校時間の客観的な把握

ICカードによる在校時間の客観的な把握を行い、教職員自身の意識改革や取組を進めるとともに、学校における具体的な取組みを促す。

○部活動・業務に係る教職員の負担軽減

- ①町部活動ガイドラインを遵守するとともに、休日の部活動地域展開を段階的に進め、部活動指導員の配置、地域指導者の委嘱を促進する。
- ②令和7年度から校務支援システムを正式稼働する。

○学校行事等の精選と教育課程の見直し

学校行事や標準時数を大きく上回る年間総授業時数の見直しと、1日、1週間当たりの授業時数の標準化を進める

○ICT等を活用した校務の効率化

- ①タブレット端末やビジネスチャットツール等を活用して教職員間の情報共有や連絡・調整のデジタル化を進める
- ②設置されている留守番電話の活用の適正化を図るとともに、アプリ型の保護者連絡システムを効果的に運用する。

○教職員の健康及び福祉の確保

- ①夏季休業中に3日程度連続した学校閉庁日を設けるなどして、休暇取得を促進し心身のリフレッシュを図る。
- ②学年始休業日を1日延長し、教育計画立案等、年度初めの準備時間を確保する。
- ③当月の時間外在校時間が100時間を超える教職員と希望する教職員には、産業医による面接指導を実施する。

三木町立学校における教職員働き方改革の取組状況についての情報発信

地域と学校の連携・協働や保護者との連携強化による学校における働き方改革の推進

※ 1 町内小中学校教職員の時間外在校時間の平均

(部活動等休日・週休日の在校時間も含む)

	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度 (8 月末)	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
月平均時間外在校時間(時間)	43.7	57.1	37.2	50.5	35.2	40.0
月80時間以上の延べ人数(人)	63	124	12	80	14	52

※中学校は休日の部活動指導時間も含む

※ 2 令和 6 年度教職員の年平均の有給休暇取得日数【13日】

※ 3 文部科学省は「学校における働き方改革」の最終的な目的を“学校教育の質の向上を通じた「全ての子どもたちへのより良い教育の実現」である”とし、そのための方策のひとつとして、以下の「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組を徹底することとしている。

学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければならない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

出典：文部科学省